

## 都城市 第三セクター経営状況報告書

作成基準日	令和6年3月31日現在		作成担当部署	都城市 教育委員会 学校教育課 電話 0986-36-8721			第三セクターの業務概要			
第三セクター	名称	公益財団法人 都城市育英会					【目的】 この法人は、都城市及び北諸県郡出身の優秀な学生生徒で、経済的理由により修学困難な者に対して、学資を貸与し、修学の便宜を図り、もって有能な人材の育成に寄与するとともに、都城市及び北諸県郡内の青少年の健全育成を図ることを目的とする。  【業務内容】 (1) 奨学資金の貸与 (2) 青少年の健全育成事業に対する助成 (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業			
	代表者	理事長 児玉 晴男								
	所在地	〒885-0073 都城市姫城町6街区21号								
	設立年月日	昭和40年4月5日(平成24年4月1日 公益財団法人登記) ホームページアドレス: <a href="https://www.disclo-koeki.org/07a/00934/">https://www.disclo-koeki.org/07a/00934/</a> (公益法人協会情報公開共同サイト内)								
資本金	713,321 千円(市出資等額: 21,500 千円、出資等割合: 3.01%)									
役員員数及び給与の状況	役員数(うち地方公共団体出向者・退職者)	役員平均年齢	役員の平均年収(千円)	職員数(うち地方公共団体出向者・退職者) ※臨時・パートを除く。	職員平均年齢	職員の平均年収(千円) ※臨時・パートを除く。				
	18人 (2人)	63歳	10	3人 (1人)	57歳	2,686				
財務状況	貸借対照表から	金額(千円)			損益計算書・収支計算書から	金額(千円)				
		項目	R3年度	R4年度		R5年度	項目	R3年度	R4年度	R5年度
		資産合計	1,094,400	1,096,895		1,095,981	総収入	13,163	14,194	13,505
		負債合計	1,097	1,499		1,203	(うち市からの指定管理料、事業委託料、補助金、負担金等)	0	2,712	0
		(うち有利子負債)	0	0		0	経常損益			
		資本合計	1,093,303	1,095,396		1,094,777	当期一般正味財産増減額	481	399	245
(資本合計)-(資本金)	380,360	382,264	381,456	一般正味財産期末残高	1,044,019	1,044,418	1,044,663			
第三セクターへの関与の状況	1) 財政的支援									
	項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)					
		R3年度	R4年度	R5年度						
	①補助金	0	0	0						
	②利子補給金	0	0	0						
	③税の減免	50	50	50	市民税					
	④その他(負担金)	0	2,712	0	負担金補助					
	⑤その他( )									
	⑥その他( )									
	合計	50	2,762	50						
	参考(事業・業務委託料、指定管理料)	0	0	0						
	2) その他の財政的支援									
	項目	金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)					
		R3年度	R4年度	R5年度						
	①損失補償契約に係る債務残高	0	0	0						
②貸付金残高	0	0	0							
③出資金	0	0	0							
合計	0	0	0							
3) 人的支援										
(具体的な内容)										
理事長に教育長、常務理事に事業担当副市長及び理事に教育部長、評議員に市議(議長)・監査役に市議(文教厚生委員長)が就任している。										
地方公共団体による監査結果	なし									
地方公共団体による点検評価の結果	経営状況についての予備的診断における評価	A	⇒ A: 経営努力を行いつつ継続 ⇒ B: 事業内容の大幅見直し等による抜本的な経営改善が必要 ⇒ C: 深刻な経営難にあり、経営の観点から事業の存廃を含めた検討が必要							
	今後の方向性 : (存続、民間譲渡、完全民営化など)				公益財団法人として、更なる経営努力を行い事業を継続する。					
	今後の方向性に関するコメント、克服すべき課題				公益性を高めるとともに保有資産の安定運用に努める					
	その他	・H23年度は公益法人移行に伴い、財産整理及び勘定科目の整理を行った。また、H18年の公益法人会計基準を採用した。 ・監督官庁である宮崎県の監査結果を念頭に業務の公益性、透明性を確保し、保有情報の取り扱いを厳格にする。								
その他の特記事項	なし									